伊勢參宮名所圖會

五下

特1
274

国立国会図書館　タイトル『伊勢参宮名所図会 5巻』 請求記号 特1-274

ガラス使用

内閣文庫

巡

嶋勝覽

附遺記

神宮雜記

白井氏藏書

昭和大禮 帝國圖書館

内閣文庫

出ぬし
芳雄子し

国立国会図書館　タイトル『伊勢参宮名所図会 5巻』 請求記号 特1-274

ガラス使用

特1
274

嶋島巡覽

山水の癖と病
む人るまゝ仙
俗勢俗ゑこそ又
ゑるらしやえよ
うゐゑ名の又あ
ゑ
多りげ又たゞひゑ
で侍る又家三位の
立ゆうこもゑたゝん
と詠せ〜方をのゝ
又さゝありれゐる趣
ゝこむくはけきゐ
のゞよ棹ゝしそゐく
歳岩のゐけゐゑ
ゐ〜してんい
ゝでちゐゑを

をてゝ者をきをゐりむる
ゐゝて世の人心ゐ〜ゐ
ゐとで穂歯の藥も
ちゐゑ腎茶の茶の根の
得やをゐゑをゐるつり
ゐがゐゑ唐古の石ゐゐ
とのゐ〜ひのゐゑゑのゝ
まよゝゑゑう筆〜
ゐゝざらんや

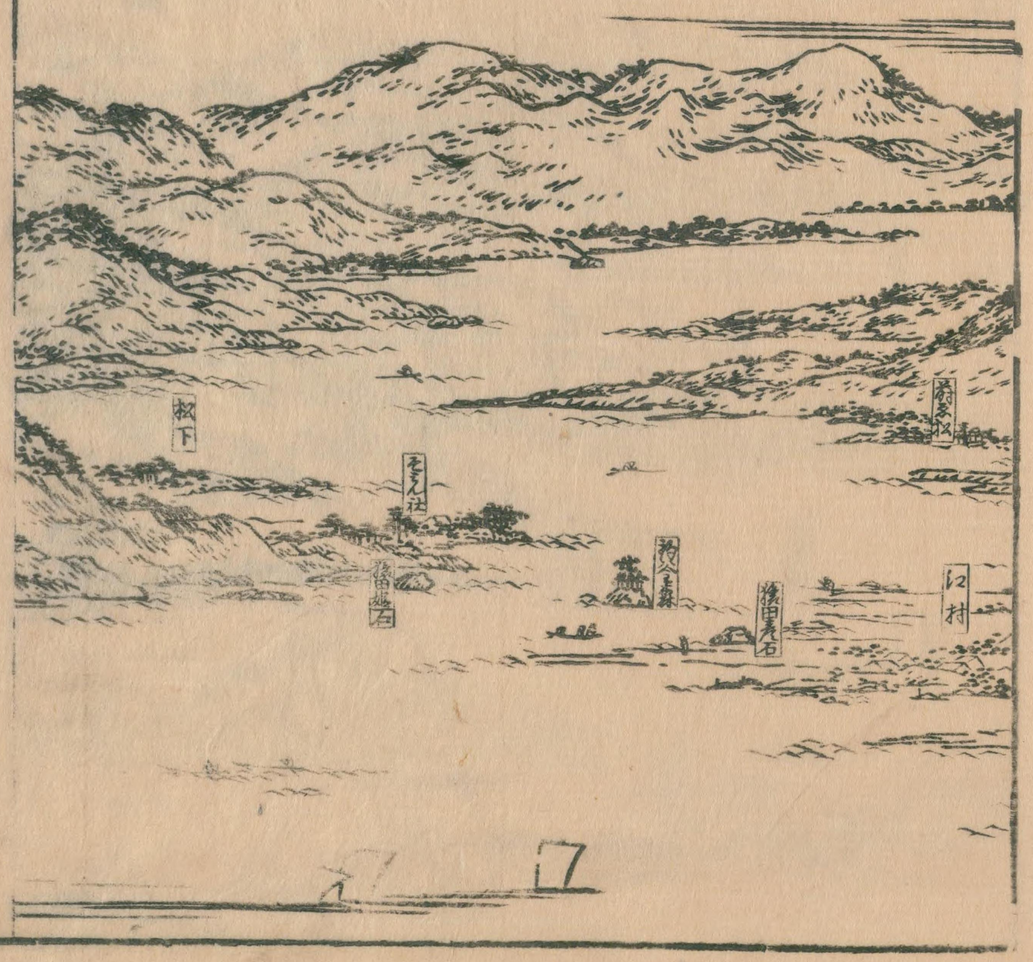

国立国会図書館　タイトル『伊勢参宮名所図会 5巻』 請求記号 特1-274
ガラス使用

許母利祇社　松下村海濱にあり
祭祇栗鳥祇の御靈内宮摂社
十五社の一なり

祇濤山　松下村の後の山なり
いせ記に西行法師の
詠りける安宮ららら山とは人
ぞうこと連ねるとぞ詠りし時
海辺の落花しるを
枝をゆく祇濤山のさくらとて
あしたの雲のまのうれかな　西行

祇園社　後式に國生祇園
若宮法美命と称せ
世記曰荒祭姫命別地を祇
園の山に祇を三月の濤鳥とて
六月十五日内宮の祇人十人御
濱出の後式あり山河江村の里人
毛の水を動ぎ別湖青山大江寺の
ふもと亀井の水
荒濤　荒濤の尾先神へ壱丁

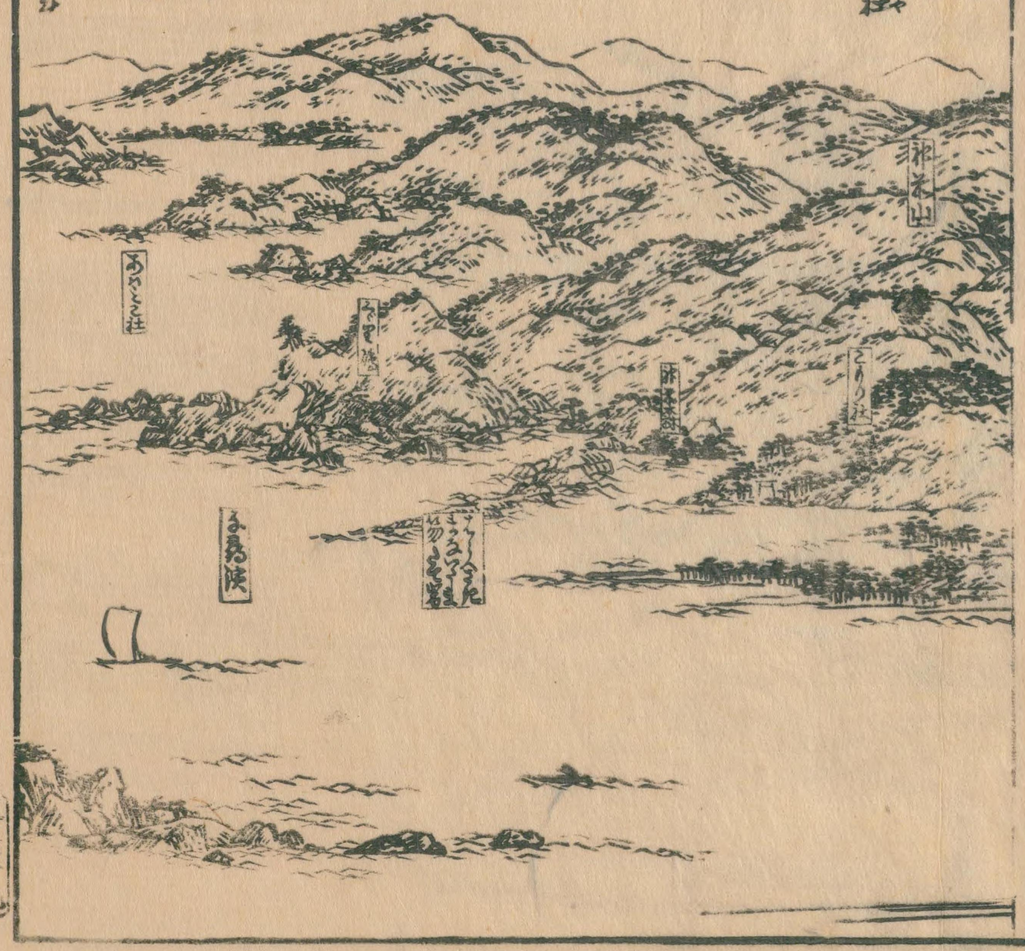

はきぬくるる平なる大岩　俗り
姐板濤姐板岩御靈四石ともに云
滿潮より月久ど六月十五日
内宮の祇人十人御贄乃
後菜を石苞ふて入る
山苞八一ツ田村若のふとふ
石ふく刈倒なり
筍石　右の後よりて祇人
の筍と抜く石なり
濱島　ふる里濤のあり
若濤の尾ふれなり
をべく岩ふく大なる川完
ありふるぬるる苔ふ号く
ふ号の濱　ふ号の海ともに云
祇濤濱濤の辺ともに云
後撰
いせの海ふ号の浦ふひらふとも
今ハ行てふかひうあるべき　整忠朝臣
伊勢乳浦　ふ号濤ふらひてふと
の晩ふ　今ハ春浦
の内内宮外村下村のあり

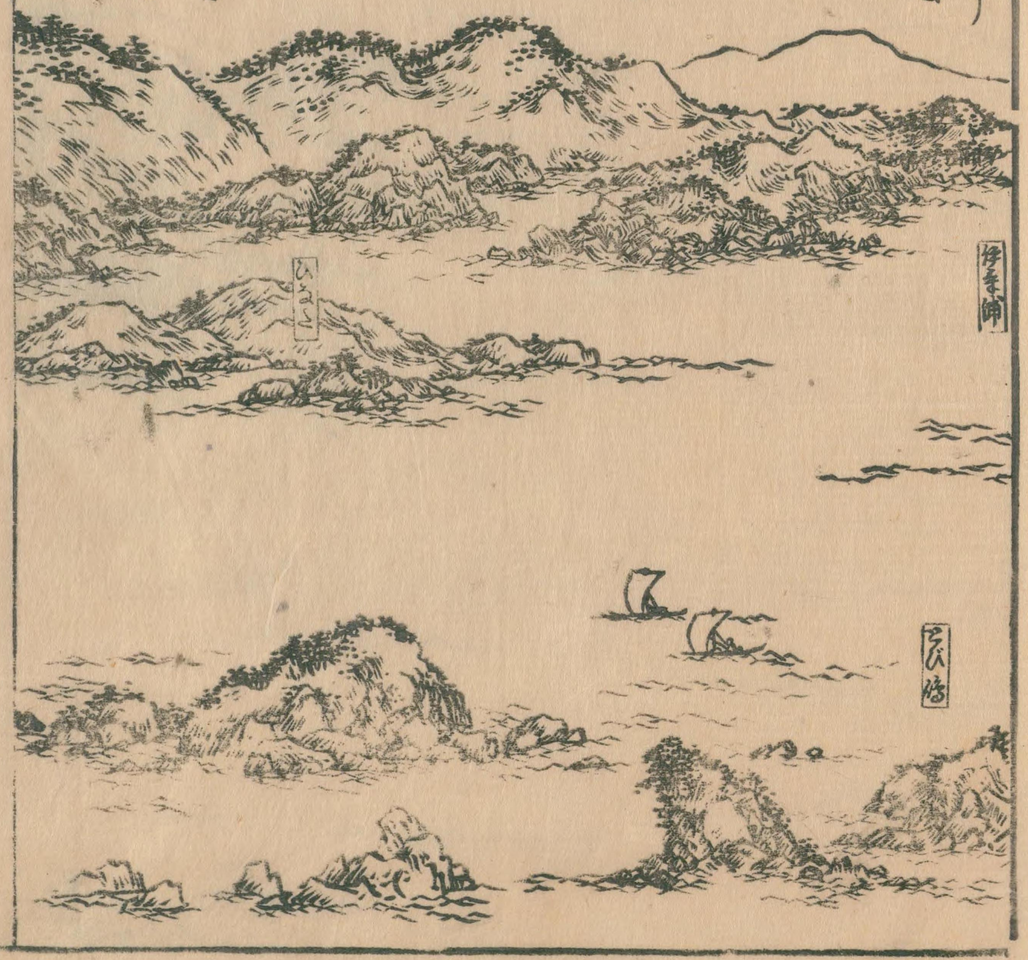

国立国会図書館　タイトル『伊勢参宮名所図会 5巻』 請求記号 特1-274
ガラス使用

て宮中へ流れ入る迄を宮中と
いへり其外樫くの魚集りて
あり是を伊勢浦の名産とす
く松原に網漁をなす毎年春
松ヶ浦伊勢浦風景
なるべし浦風景
伊勢浦の産を
要望する社
内宮摂社二十
遷道を命
社の内方
阿波良波
潮路の長十丁
潮路と云ふ
浦と云ふ
七つ
芸
芸と云ふ
賛海神
船
あつきや
ゆきー

神島 こび浦より小船三里
計り荒海にて船
猟師
猟師の泊
深渕 船路
小渓 人家八十 彩余り大船
森下 小なるの船のよろ木をつく
有瀧を渡 由賀津 船三ツ
宿浦 荒屋
神津佐
右式之不風浪ゆかまひ
船

国立国会図書館　タイトル『伊勢参宮名所図会 5巻』 請求記号 特1-274
ガラス使用

[illegible]一間まての内ゑ御[illegible]
でら小路あまさ[illegible]
○性柄　[illegible]浦　相可　宿浦　[illegible]の曽津浦
[illegible]
[illegible]
[illegible]

日和山

日和山　[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]

佐田の浦　[illegible]

鳥羽浦　浦[illegible]の[illegible]
一名鳥羽の浦

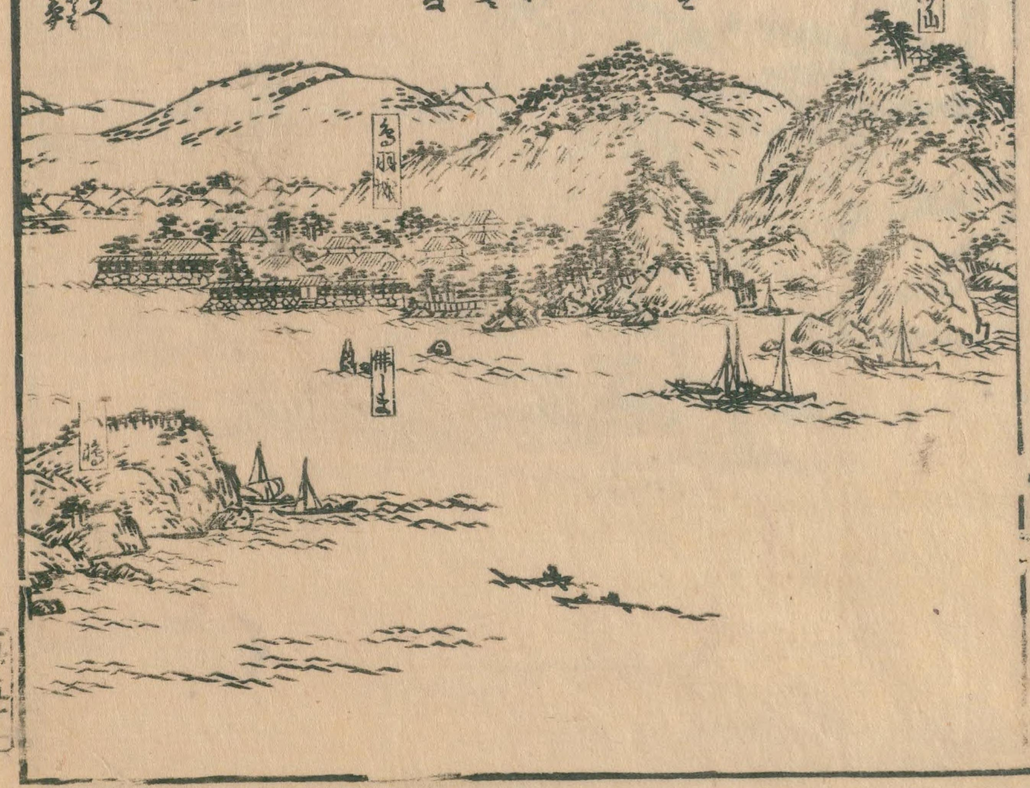

[illegible]

波賀地浦　[illegible]

酢我島　一名夏見浦　[illegible]

[illegible]

伊良仰島　[illegible]

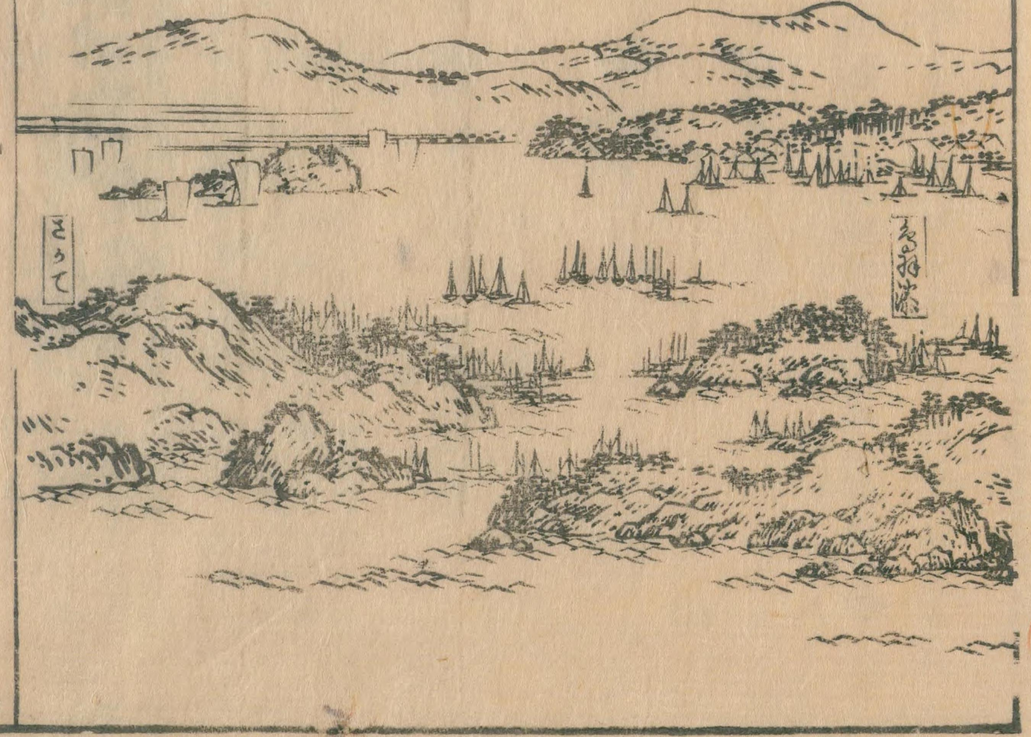

国立国会図書館　タイトル『伊勢参宮名所図会 5巻』 請求記号 特1-274
ガラス使用

鳥羽浦　志摩の國四方海に臨て東西百里の巨船南北千里の大鯨此津に集り
豆州下田の港に類する其間船繋ぐ処多し　武州江戸に轉漕する七十里の海を経て
繋中諸國より　故に船を此鳥羽浦に繋で陰晴順風を卜定
廻船の集繁華なること下田に劣らず　即日江戸に到る故に此津日夜
繋纜と解をしらず

鳥羽城　志陽略誌に曰傳に曰志州鳥羽の縣元平治の年間より以来橘氏代々
次郎宗忠家系連綿として子に鳥羽殿と称を今の城構を修造する如其宅地とする
宗忠嗣るゝ故に其婚九鬼右馬允嘉隆の築く所也
むかしより今の城構を嘉隆の築く所也

阿兒浦　俗に和具浦

万葉集　幸伊勢國時留京柿本人麻呂作歌

あらたへの藤江の浦に鳴く鶴の
多節満　万葉集

いへ恋ひすらし妻の子が手を
わかれ来にしを

佛巖　波間出没一奇石、誰借天工彫佛軀、隨喜群鷗馴碧海、巖頭追伴似歡娛
袖珍歌抄　日和山附の歌

右志陽畧誌に出

附録

祭祀の事

○御衣糸　延喜式云　和妙衣廿四疋八疋い長さを尺五寸八疋い長さを尺五寸八疋い長さを尺五寸
九月十日　十月十日
御装束　頸玉　手玉　足玉の緒　袋襠の緒の絲各十六丈　縫絲六十四條
各長　長刀子一枝　短刀子　錐　針　鋒　鋒各十六枝　著絲　玉串二枝　韓櫃
又又
二合　一合に衣を盛　一合に食物を盛　筥一合　衣並雜物と盛　○荒妙衣八十疋　但十疋に長さ廿尺長さ廿尺
針　各廿枝　韓櫃一合

頸玉は頸に懸て頸より胸に懸る玉なり　手玉は手に懸る玉なり　足玉は足に懸る玉なり　袋襠の緒は袋襠の緒なり
古昔人の裝束なり　大方は唐土の風俗蠻夷のごとく等しく　緒は結ぶ者なり　縫絲は縫ふ者なり　和妙は緒なり　荒妙は
布なり　帯懸は今のゆがの服のごとくなり　かくのごとくなる勅使より献じ給ふ荒祭宮さこれを准して
ゆへ麻績氏各繋ぎ　十月の朔日より織り十日に至る其後大神宮に献冥内人名
服部織女八人を率ひ　衣を明衣を忌け各玉串を執く御衣の後に陣列大神宮に入る
沈討を宣る　沈て再拜両段拍手両段　退て再拜等沈て退る荒祭も此後に同じ
毘日差遣内人名　貴を五三貴を供進る別宮拝社悉く供ぶ

月次祭　六月　十二月　内宮より　赤引糸　四十絇　赤綿　大七斤　麻　大十二斤　酒米　十石　米　二石三

外祢酒廿缶 右爾くの祢統を以て醸造し

雑贄廿荷 酒ゑゑく供

外宮の供進いとなみ進して大同ゆゑあり十六日より外宮十七日より内宮を祭るそのゆゑ

十八日の黄昏以後徐宜諸の内人物忌等紙幸ひく雑の物を陣列して主の時々賠

を供し丑の時より物賠供して徐宜内人物忌等紙幸と奏ゑ者砂宮仕へ祭ひし時

に十六日の辛夜より宮中より入命婦女孺ゑど拝礼の式あり五節の舞もるる名舞とぞ

奏しるゝとゑ

○祢葬祭 九月ゑ外宮十六日 内宮ゑ十七日 祢葬とする其事の新穀を祢祇ゑ供もる紙葬祭ゑ

ゑ祢代奏ゑ天照大祢新葬きしめもとゝいとなみ内裏の新葬會ゑ同じ

朝庭よりの幣帛ハ 内宮 錦一疋 両面一疋 深紫綾 浅紫綾 緋綾 中緑

綾各一疋 白綾一疋 御笠三合ゑ盤ゑ各方一丈に作す 御衣三疋 紫綾一 毒鐵 綿 別宮ハ一合ゑ唐織ゑ

調荷 茶綿 百三十疋一丈三尺 両宮別宮ゑ配ちの幣の綿門 焼の綿の料 糸綿 麻 鰹 塩 油

海藻 米 酒 ゑど 酒 糧 鰹 海藻 鮑 魚 類 塩 油 玄物 玄米 白米

右徐宜大内人名服衣を著く尤右ゑ ゑうち宮司中ゑ ゑうち次ゑ供長部幣を捧げ次ゑ

馬次ゑ供の中臣次ゑ供の王内院の版後ゑ続て供の中臣祝詞を申し祢宮のゑ

祝詞宣ぶ此余の俗ハ月次祭に同じく〳〵収めもる

○右の三祭を三時の祭りゑ三節の祭りゑ

○風日祈 毎年七月内人ゑを風の宮ゑ遣ゑて拘流〳〵の祢ゑ

○祈年祭 毎年二月ゑ班幣を歳の時令呪度ゑ〳〵災を祓ゑ

祈願ゑの日大祢宮司使者と為て外宮内宮ゑ幣帛を載る者のゑ〳〵別宮摂

社〳〵ゑ献ゑ祭ゑ〳〵ゑ幣を祢祇宮のあるを者ゑ祢祇宮のゑ

○山口祭 毎年二月ゑ班幣をゑのゑに及び本の本と祭ゑ祢国祭宮ゑ

祭りて後 弭弦を採る。 鐵人形 弦 弭名 十枝 長刀ゑ 柄 手矜 強一張 五色 麻 長

木綿 麻二 此余酒 塩 魚 類ゑど 雑を供ゑ

幣帛使の事

續日本紀 天平寶字元年ゑ伊勢を祢宮ゑ幣帛使を制せらる 詔して

今より以後中臣 忌部を者して他姓の人と用ゐるを得ざれと命し給ふ以後ゑ例

歳ゑ〳〵ありてゑう例幣使ゑ〳〵ゑう幣帛とゑ 絹布とゑるゑを者ゑ余ハ本ゑ〳〵ゑ

兵器を以て祢祇と祭るゑ

聖仁天皇廿七年秋八月初宮ゑ命して兵器をゑて祢幣とせんとゝ〳〵

右ゑ者ゑ弓矢及び横刀と以て諸祢の社ゑ納めらる仍て以ゑ祢地祢ゑを定め

時ゑ〳〵ゑ〳〵ゑ祇初るゑ祢宮廿一種を納め給ふ天武天皇ゑ始め給ふ天武天皇ゑ始め給ふ和銅て延喜の式

ゑも載せ給ひ〳〵ゑ金玉紙以て造る今の宮造のゑ本殿本紙も同じく金玉紙

て飾ゑ其全く古賢の造風ゑ肖ゑ〳〵ゑ〳〵ゑ祢の余業を平ゑ兆

業ゑ〳〵ゑ 仁徳聖帝愛民の御心をもて茅宮ゑ居給ひしも昨昔ゑ代御徳

の望ことが少なからず大内書の造営なるまでと毎別に聖徳とうよりあいあり泥これこそ
時みちてさぶらひ後を性くをも此後なるべし既に御非宮の中 櫛 麻笥 加世比等
の器も大なる曲物竹麻売等を以て造りしものと

神宝共一種

金胴多く利二基 高各一尺一寸六分土居径三寸六分
横て入る器 金胴加世比二枚 長各九寸六分手長八寸八分
俗オゴケ云 金胴麻笥二合 口径三寸六分底径三寸六分
をす一分○サヒとハ鋤の名 金胴薄二枚 長各九寸三分輪の径
右に種々しく銀胴を以て各一ツ宛と造る 捧弓二十四枚 長各七尺
以上八尺以下赤漆ぬり 征矢一万に百九十雙 長各二尺三寸
弦長二寸八分もこの羽をもて先と造
弦ハ金漆を塗り 巻砂金彩
標の紐赤絹 ス 第七百六十雙 長二尺に造る 鏑 第七百六十雙 長各二尺三寸
鏑長三寸八分もこの羽をもて先と造
鏑ハ金漆を塗り 巻砂金彩
鏑の柄ハ蒔絵 須我流横刀一柄 柄の長七寸 鞘長三尺
六寸 鞘ハ赤漆 玉纏横刀一柄 柄の長六寸 鞘長三尺其鞘金銀の泥をもて
画き柄ハ鞘の如くもて金漆 須我流横刀一柄 柄の長六寸 鞘長三尺
六寸 鞘ハ赤漆 玉纏横刀一柄 柄の長七寸 鞘長三尺
其鞘金銀の泥をもて画き

蓋二枚 表淺紫の綾裏緋の綾各表三丈裏ゝ丈と頂及び角覆の錦又 紫扇二
涉紫の紙縁にて畫き撥の縁に蘇芳を用ひる 右敷
枝 菅笠二枚 菅扇二枚 騎代 綉帳三條 一条八長八丈廣六幅 天井上西覆 綉帷一
一条八長九丈廣二幅

條長三丈六尺三寸廣九幅 内敷屏 綉帳二條 長九丈廣十二幅 帷 一條 長七丈三尺廣 屏風 麁代敷 細布 袷
帷一條 長二丈八尺廣二幅 綉袷帷一條 長一丈三尺廣 生絹 綉被二條 長九尺廣 綿入 小
寝 錦被一條 裏ハ紬 長九尺廣 小夜紫被一條 長九尺廣 綿八屯 小文紬被一條 長
上ル 屋形錦被一條 長廣上 小文紬 綉一疋 茶の料 帛被三條 長廣 綿入
屯をつゝく一條長九尺廣 五寸 五寸錦一條 長廣 床敷 細布袷帷一條 長九尺廣 綿
綉袷一條 長廣 小文紫衣二領 長三尺 小文紬衣二領 長三尺 白裏と分て
綿上ゝ 帛衣 領 長裏 上ゝ 帛裏 腰 長 紫羅裏二腰 上ゝ 紫帯
六條 長七尺廣 綉比袴八條 長 帛意須比
八條 長二丈廣二幅 ラスヒハ 紫扇二枚 長廣 帛巾帳 長
帛巾 長 帛巾 長

弟九條 長各七尺ひろさ一寸八分 錦履二両 長九寸 錦襪八両 長九寸
帛袜八條 長二尺廣 柳筥一合 方一尺 櫛笥一合 方一尺
二面 各 九寸 麻 麻 筥 錦 櫛 櫛 一合 方
加美阿波帛八條 長三 白玉一両三分 白筥二合 方一尺 錦梳二枚
長各尺寸 廣三寸八分 柳筥 方 櫛笥 一合 方一尺

同 御道敷布二十二端三丈 装束と納る韓櫃八合 以上
同 相殿神二座
左神料 綉嚢一口 長七尺二寸 廣二幅 右神料 綉嚢一口 長 廣二幅
巳門 帷 巳 條 門 長七尺八寸 廣 巳 幅 綉帷二條 長六尺三
見宮二座 瀧原宮 瀧原並宮 伊雜宮 瀧原宮 月讀
外宮度會宮の装束も内宮と同じ 又小墨 墨と
又滅 二ツ三ツ 又 相殿三座 度会宮 敷 遷宮
又 敷 装束 内宮 綉 の 朋 衣五具 男三 布の
朋 衣六十具 男女 外宮朋 衣二具 男女 布朋 衣六十具 男女 右装束雜の物造り 紙 帛
夫 史 史生 宮掌 使部 神祇官の史生 神部 卜部 部合十一人 と 大神

宮より送る其撥遣いまだ撥遣の後を終へ九月十日日外宮を整飾し十五日御像を後しまつり内宮の整飾も日日ありて御像後しの十六日なり

御船代　これい御遷宮より御像後しまつるまの御興なり

内宮三具外宮二具之元正宮相殿の料之此外和琴一面燈臺一具基と用る白木船代を造るふ整ありて後の具ともに嚴重に整飾なり

右祭礼の後幣帛裝束等悉く天子より賞し給へる延喜式に詳

荒魂　和魂　幸授系の事

荒魂和魂は右記よりのせらるゝ中昔の壽詞　現御神止大八島之國所知食須大倭根之天皇我御前に天神乃壽詞　孫降定奉留下略　國史より

紀に此例あり御左後より御右後へまとを天子をすゝ魂と申なりて此世にまつり後と人を守護

今世身魂と云ふ日〻崩御の既より新御代の既より延喜式に濱崎

を和魂と記せ〻ぶごく砂て古法の志ゆゑんを志べ〻物ようて其御代に

づゝ其霊を崇むるゆへ其恩化の民ゝを崇るふ妨なくゝ記後ようを崇るいそ

神ともとる孫の外に記べきいとしかゝ〻も天照大神を受を神宮に

天子の始祖ゝ為其余嶽の系譜をゝ

諸民の幣帛を進ゝ〻ゝ若敬ゝ

勅勅給ふ御ゝ云かくのごとく記の式ゝ〻天子親王の外に大神宮へ奉ゝ

禁制なり所有勅使の外伊勢太宮へ参ゝ〻ゝ若敬とく

るりのごとく然神官切目の王子参ゝ柄の掌代ゝ

平治平家物語に伊勢の神へ参るゝ〻ゝ然野切目の王子へ参ゝ

ゝ〻ゝ平人ゝ〻ゝ拝ゝ〻ゝ後世にいたりて後世にいたりて

へも参る毎ゝ〻ゝ平人ゝ〻ゝ拝ゝ〻ゝ

ゝても憚なしゝ平人のゝ〻ゝ拝ゝ〻ゝ

ゝゝ〻ゝ神国の風俗ゝ自然と神の御徳と慕

ゝ〻ゝ撥系ゝ〻ゝ

ゝ〻ゝ神世の人ゝ〻ゝ

ゝ〻ゝ

御遷宮

此式に天武天皇朱鳥元年十月十日勅定ありて二十年ゝ定り其後廿一年ゝ

尚物ゝ其武年ゝ遷宮九月と武月とゝ日時ゝ吉日を選ゝ宣下なゝ

後浪後上後の和尚御遷宮ゝ志ゝ名ゝ

御用材代出ゝ人ゝ

ゝ内宮ゝ後浪某外宮ゝ松本某若ゝ神宮和之其属後を一所二所三所四所ゝ

所の代ゝ者ゝ一人ゝ人ゝ其次ゝ小工三十六人一所ゝ九人ゝ

国立国会図書館　タイトル『伊勢参宮名所図会 5巻』 請求記号 特1-274
ガラス使用

十二人ありまた三人づゝありしい内宮方の武あつて外宮方い既三人既代三人小工廿七人古老
九人既既職一分と國より御造営のつゞき御庭作と云三ケ年の間小工拵絃袴を着し朋
衣白神みそ作をうけ左厳重の勅ゆえ既い既工と云りのゝ〻此様袴着を代る者い既代と
さしと既代ゝ其術をもつる人物ゝならざしい小工の内古老を様袴〻工術をたゝ〻勅
むるゑ御用材の接木ゆ年（長三丈三尺寸巾三尺）公命ゆ依て信濃木曽ふゝう伐出〻 尾州熱の
御宰附之造営料数万石い大坂御城内より流出ゝ此御用材を宮中へ搬入〻ゝ山田の
市中い技芸と云〻若干の用と云〻神境ゆ多き壮観ゆ内宮い外宮ゆ玲川を渡
のゞせゝ也ゆ宮地へ引入〻ゝ亦其ゝ外

此日御殿舎のすゑ内宮より外宮いゝ〻〻 猶小ゆ此附御女御の御神宝い内宮いゆ
ゝ外宮いゝ〻〻 元より諸祭いゝゆ外宮先〻〻〻〻内宮い後ゝゝ内宮い後ゝゝ御遷宮ゝ内宮
先ゝ〻て外宮い後ゝと御遷宮ゝ後の倫ゝ今ゝ為ゝも世ゝの帝王二宮一宮と祀ゝ世ゝ〻ゝ
宮より内宮ゆ者ゝれゝ自然の理ゝるべゝ然ゝて

勅使の宣命一紙を両宮ゆ到い後ゝ一社の集幣と称ゝるも両宮をゝべる称ゝして二十
二社の数ゝも両宮と分ゝ〻ゝ光皆明光ゝ今やゝもゝれゝ神徳の優劣と忍角ゝゝりの愛〻
小人の後職敵ゝ偶ゝるべゝ一宮と祀ゝ也ゝ後ゝ春夏遠勅の罪ゝもつゝ〻〻

祭主家の事

ゝゝ〻ゆ後浪殿と称ゝと大中臣神祇の大補今い後二位ゝゝ上古より両神宮の
妻問ゝ宣下の告知と掌ゝ也ゝ後ゝ御発家の記事ゝ宰ゝれゝ勅宮と称ゝゝ仕勢

傳奏神宮寺紀い御〻代ゝ後ゝ今神都ゝ祭主庶ゝ多数ゝゝ同地あれゝ其不ゝ
任者ゝ〻〻と云武い大宮司家祭主職を勅ゝ後ゝ〻〻〻〻

勅ありて外宮と等しく両宮ともに武文紀氏物忌職之

異姓家の事

此家に衆多なり其姓源平為橘藤部麻績秦村主宮原等之皆神職なれど家の二姓に対して異姓と云ふ二姓家と謂るも多し其姓を改むるも多し是を

改姓家と云

御巫大内人の事

此家異姓家と田よりあり左文に今い叙尊家と部なり御迂宮の財心の御拵を納つ

まつる事職なれば内宮に右の左公と云ふ向内人の職紀文或芝書と心の御拵

の用材い宮に内或い市中の奏事を授し求むと云ふ紙が妄言なれのことはいわしと

又いも中みも甚し き虚偽に此御拵のみ つくなる状伝の本なるやういれとのみよう出

るや職紀人の外曾て他よりまるみ云く心の御拵の紀と云ふものなれども證とし云くいひ

と和名抄に盗の訓に巫加乎男祝なりと又云ふ云ふ続日本紀

天平勝宝元年被後十七人流刑せらること見へ云ふ此等い神祝なりと妖言と

法祈禱の料と奏る神なるべし一説に巫を神祝宜と上古神職

の一種なりしが其不業妖術なるべし故右名称陋し職をとるのなるべし此法巫

内人と同日の他なるべし

御巫内人のこと

此家に田よりあり 宮名称 御迂宮の財両宮及相殿別宮の御正神を納めまる御厨

とつくりのを他まる職なるべし其外拵社来社造替の時に三系紀に見へら

るる曲物類なども他まる御造宮御殿拵の外別に御造宮其本番として建て良材と

なるべし代出を武あり拵の奏本十本の内一本を御造司のおへとる古例み

奏の始

芝い勅庭厳着の事始み両宮の二社に各又人々加級の者に奏問し 祭に中御之社の

神人ちうれが奏のと違られるの他社に異なる眉目とつくるべし又伊勢の神人等

両宮の御再興を勅なると奏問あるべしは財芝もみてと勅芝みのよう 尚時厳着の

公の始の一となれるとうや御迂宮の後或い御財御祈禱の奏として加級の賞下み

芝を無位階として

御師の事

東福寺の御師拵孫宜光親神主と又人々又度会光倫大麻次郎

もあり 拵倉宅のとこ〳〵が今其他紙多へり又

武御面沼を左と云ふ今も諸国大麻を絵つた出るの御の技を神主

拵のみ今のごとく芝車麦紙の別なるく此方より祈禱大麻をもつて納めるたい

なりで候家ようもたのまたあるれば勅るの 中古ものい主宮人寺院を止常せ

ず今関東より来る人い祖父拵と坊入坊院と云ふ云ふ大麻の人後の法を

と云ふ云なるべし 官名受紀み属を見ひざるは百官受紀皆勅産の勅とせ

御大祖神職の後まるに紙勅ものを神物を祭るせるの厳意なれいるし神職の親

揖なり 孔世の法い其武も慶長年〻三宮守城中る位馬守の教遣しが元も法師し
なり吉田家より伴ると日の後より祈
御師る御宿力師の醫之師い医師連弦師の師なり 詔刀い宣言なり 数い孫宣言
ともいふい教言なり 祈祝を演述と於の職なり

守武神之佛諸の事

大永天文のころ内宮薗田長官荒木田も武神をあり其法まで い佛諸武ふ之ものなく
とのるを二人して附合連歌しふいるの教ゆ宮るるもあり〻之此長官猶吟のる
るよ始ろて其武後う宗祇へ書通ありしうば此るゆ之ゆ下う宮ゆ後くとの西
出ろ〻しふ其後貞徳ゆ再貞〻てるび神〻之の教親拒ふ〻て世人俳
勢佛諸と呼べるい彼ゆるを檀興とるせ於ゆ守武連歌の初して歌道の西さう
世ゆ流布せる世中百首の狂歌俗語鄙語ふへど毎るゆ世中の宮之を鴻愛〻
く百神とるるゆ寄なりとりや守治濃田の某世ゆ旅せ〻と此百首ゆ巻と
書寫せう今遺る彼ふれが延宝八年八月廿八日ゆ巻之内義原長頃七十二歳と記る
せり之法之保身中 捧紙〻く画中とるれり又宝暦年中守治器年田ふ
彼霊廟を建ろう不欲ゆくふ田の祠ゆ之賀良孫 嫌港ろ 教祝〻て実い守治の郷ゆ
此ゆ彼好めるりのと守武の末裔の人建るなり 茅ゆ祝ろ〻

阿漕浦の再考

伊勢両宮の祭礼ゆい干鯛を以御饌ふ之を御幣鯛又ゆ〻し鯛浜ていぶを鯛

ふも之例ふ〻く尾張国智多郡 篠島の神ゆ之ゆ供ふ〻
其余い正貞の宮三祭ふの祭之日宿鑵ふく 拝味を其魚と 採る時い長宮ふう 幕二
張を以て紅ゆ之一日ゆ之を之ゆ之ゆとなり武人の云往古い之を阿漕浦と称
りのなり鯛い八十八夜の法ゆ不〻の海ゆ浮あげる之を九州ゆそもうき鯛〻ふ
されども海中 蕃く浮抱ゆいあ〻び国中一二ヶ所ゆ浪りて集る西宮ふ之海
ふ〻〻ふ人ども阿ふ之が浦を以て鯛の會をる系ふ之ゆ之ゆ此鯛
を禁ぜさるふ密ゆ漁捕をる者もありて度うさるれがあ〻れ罪せらるゆ之るまく
其なり〻ひもみ〻くゆとは又ゆ〻う此を以て六い此ゆ

あふゆもろこだがら〻〻ひく鯛のうびうさなれが人もりぬべこ

あわれ適歌の流ふふ之〻

伊勢と云国号のゆ

天平国史記ゆ伊勢濃尾の神の国ふふ奥義秘ゆ川多き国なれが又十流ふふ又一説又十・
鈴のもぐ之ぬ又十鈴ふふ又神国の伊勢又伊勢風ゆるど云い風ゆる波のいせ紅ゆ
おふ之ふと何ふふ足ゆるゆを之ゆ又神風伊勢ふふい風ゆ悪ふふの説あり

鰯のゆ

此魚秋出世魚ふひく祝ひゆ男ゆ之ゆ之い大〻くなるゆ所て其名成更む先小なる時
いたゆゆ之ゆ之ゆ〻ゆ〻ゆ大なる秋ゆ〻ぎふふ名ゆんふも解ゆ〻

一説ゆ鰯一名名吉ふ之ふ之ふ之ふ字ゆ青名吉のゆ也去佐月記ゆ〻の所を之ふゆ之ゆ

も編なり後世いまゝとなりしと云ふ傳なり之
日本紀神代天孫降臨の章に日女と云ふ魚い編こんもよんゞメウダナの條
語るもやあるゝ尚考ふべし　猶不ふくも伊勢雙ことゝ

因縁の事

神都　あるゝ所なる甚い紀人い多論若加人史清人と云ふまでこゝる所なるべし

いとい多洪なり元神明の怒るを宮ゆ事れの名なるべ

新名所歌合の事

伏見帝の御宇永仁正安の比祭主宣忠朝臣荒木田姓の神人釈門を離へく都う
神都の名所を歌しめ和歌八十首撰進つ別者い茶大納言為冬卿国に去流の某
が筆なり　とりや石清水の里　泉みの浦　岩浪の里　三津の濱　河辺
の里　茨城の里　大江の橋　園本の里　関河　九十九慶之西　園本　三津　河辺　茨城の
比ケ石い現ゆ志れ　く余い志れ　ゞ　説あるとも宣ゆ　ゞ　園河い詠歌
都更　て　ゞ　ゞ　ゞ

祢宜に禁忌のものなり

伊勢三郡勝田郷なり和歌の進者は某絶す 苔宮川外より住居地名(家号)

とせり今いと田辺濱の郷より住せり勝田が云ひつたへ

とぞ其外は仏来のうし[illegible]の四きゝ[illegible]

解らくいと古祢宜にて[illegible]せ〜敬樂の選[illegible]

山屋の代より寄ら解しものなれば別なるべし 此も其原は東鑑より記せる筆

曲の新より出さるものなるべし

御所祢宜の事

毎正月十五日家後三日山田市中不くみ代のあり出人産出祢宜とつゝ苔の麻憑祓ひ

なりとゝ其紙二つ合せて獅子所の形を作り祭終ひ焼祓ひ〜今も隣今い

出るせり 今の御所とゝふりのつゝの出より獅子所の形八つ彩るべし百年

を経ては異人産出祢の祢祢と号へりされど此祭終ひは格のよう拍紙ちカ

ゝく代祓ふのあり紙焼捨〜ふ〜りのあや此祭山徳の出さでい後法うしが所

大祓ゝとふりのありて今絶りつゝ稽本とふりのあれば紙色一と号西稽本い其

制度も異に〜く別種なり古来より作ふる和の爆竹なりとつゝ

此御所ゝ八年所社 今社 坂の社 大社 茂社 苗社 其曲社 蔦獅子之此社所

御屬の獅子所とふりのふ〜く此社号ゝ祇祢は是れど其氏ゝとふりの此祭ゝ

必弱所〜て狂躍濫云とゝとれが他郷の人見く候〜より 皆蔦獅子

社所なり

遣

山田市中疫病流行の時人形大さ二丈三丈ゝも作り裡辺より拍出焼祓ひ或い流

せり其後もとゝり奥様を乞ひ疫鬼を送るの法なり〜や

疫鬼遣ゝ蓮華蓮と来て人形を造り男女共に夏ゝ祢宮山川後ゝ鬼と

男い勢鬼にもゝ出るゝとゝ人形代のゝ者く共に先ゝ足等のゝゝと作

(愛べるものなるべ〜源氏東屋の巻ゝ見し〜人の形代なるべ身をそへ〜哀し

ゝ流ゝいのゝそりのゝ

此世い世を薄延の数を以て作り其形象ゝ堪ゝ方ゝ容像の石佳と

遣世のゝ〜ゝとふゝ西去ゝも屋鬼を遣ゝ

論語義疏ゝ見へゝ 儀ゝひ奉ゝ三度ゝ

石戦

此ゝ申陽軍鑑ゝあり 乱世の比小児の戯ゝ

京都ゝ多小児のゝ〜ゝ酒樽ゝ下部の後ゝ

分ち拍ゝ切ゝ和ゝ疫を分ゝ

比ゝ祢宜ゝ此事ゝ[illegible]ゝ

事儀式ゝ記せ〜ゝ今甚ゝ多ゝ

出ゝ樊噲を祝ゝ此異ゝ

ゝ〜ゝ〜ゝ

ゝ〜ゝ

ゝ〜ゝ

国立国会図書館　タイトル『伊勢参宮名所図会 5巻』 請求記号 特1-274
がラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中ごろ[illegible]なく勅むべしとの命を天下の法令と称して其日殺を禁じ免るる
[illegible]の神部肉食の解獵甚厳密なりしと云肉食雑菜の如く因幡川氏
が菓選[illegible]も其[illegible]を掩いむとなる[illegible]心と異い[illegible]べし武岡猪熊を食とし[illegible]
を[illegible]て古の[illegible]を掩いむとなる[illegible]慣[illegible]心と異い[illegible]べし武岡猪熊を食とし[illegible]
肉[illegible]て甚忌猩[illegible]の類い不忌[illegible]云[illegible]や言て日歟肉の形[illegible]て[illegible]苦[illegible]
[illegible]り魚い猩[illegible]菜蔬いまと[illegible]猩[illegible]
いと世紀[illegible]神[illegible]宮の時宮川の上[illegible]麻の肉流[illegible]
いしとて其[illegible]遠[illegible]今も人の見て獵[illegible]と食[illegible]神[illegible]て拝[illegible]
[illegible]の昇殿せらるる[illegible]の[illegible]蒜の[illegible]食せざる[illegible]
宮にも[illegible]三ケ日の物忌致斎[illegible]の古法[illegible]
[illegible]て已来[illegible]れが菓[illegible]数肉を免[illegible]
[illegible]むの[illegible]言[illegible]て速[illegible]古い[illegible]
中古[illegible]文保元年[illegible]
西川氏[illegible]水[illegible]考日日[illegible]
四[illegible]と寒[illegible]
[illegible]潔[illegible]白物悪[illegible]獵[illegible]
[illegible]菓選[illegible]
[illegible]
[illegible]菓蔬[illegible]

[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]

國史旧記に見えたる両宮は今の拜殿百二十社に山保寺中御寺多石川大鳳
東武へ詣へ給ひ造営ありし飛鳥宮の例とする所両宮なり多賀神浦
なる神社の拜殿なれども社号神名のたしかなる所も聞あり元なる遥拜殿
拜殿を設けたる石樋の右流れに内宮別宮の遥拜殿ありて皆石樋なり外宮
漢宮小御門社下御殿の若流みなどなる拜殿ありて皆中なる流れ来りて
ていのぐ〜とやみ宮の宮地は小ふきさ石樋なるを中ゆ
もとより良鍬の南ゆ石祠と号く雨ぬりの社を構へ〜石樋なるを
童女を此石に〜〜樋を祭を例〜〜撥拂ひ石とつかなる小諸人紙にて表
漢の形を作り紙石祠ゆ紙に移れるなる此外の石祠ゆも聞なる根の
なる俗其樋をもつて

世俗若しくは石樋例とする光樹を信じて誘なる現ゆ見えなる紙人左の社
ゆ史実陰祀初を離宮の旧跡ゆ雜を祀るおるなる蔑如をべからざる
康素寺の佛の果い物むべ〜忌医の業師を社祠なりと祀りて遥拜も
痛ひ治なるい怪〜むべ〜武日見の社祠霊ようく社号と改め宮号を宣
ゆ〜殆なれば宮号い社号なるべ〜説ゆ別宮と称社の紀ゆ考証ゆ
二十二社の彩ゆ伊勢を賛一と〜宮社渾せり社古記ゆ宮社の分明なり
ざるも美〜とぞ常章祠をの日宮い所屋之社屋代なり之ゆ次と
云い尤もみべ〜ゆ宮い宮殿なりして皇后至尊の居所社い祠の所舎

なり今有栖川の宮伏見の宮と称なる数ゆ〜く社い祠明ゆ限なる石来
宮社の渾せ〜い考〜に勅祭の宮号いる〜〜祠の社い沼草ゆ〜〜
或説に社をコソ〜も訓なるゆ古今不解彼再考ゆ雜せり祠の訓いなべて
霊の尊き物ゆ崇〜く扱なる〜き抱をさして力ミなるはいなり

疫燈の事

両宮の祠茶ゆ灯明ゆ〜疫の祠茶ゆ燈臺十二基を設けてゆ所ゆ限なる
消を所ゆ内宮にも祠茶ゆ燈臺附させど割〜ぬ所ゆ〜〜〜〜〜
ゆく之古風なり

一説云外宮の宮地ゆ常疫燈元ゆ百基外皆寸度をもつて明の数を
用ひもとべく檜を以て造り彩色餝ざるの古法なり内宮い数度祭工
ゆ〜所常燈の孔を建らるに武い祭ひて屋ゆ炬火の〜を用い燈燭挑灯を用
ざるい古法なり之ゆ疫中の糸宮人樹落ゆまゆ所ゆ田工中〜郷所川
傍某両宮日参を親ゆ〜法市中の助力を乞ゆ外宮宮地六ケ所ゆ常燈
六基を建〜と始ゆ〜他国なるも寄附せ〜之其六基い寛文の比なる修補
〜〜ゆ今ゆ存せり

園寺

此地元い岩淵町の四家中西某が所なりしを中古常明寺ゆ寄せ寺の形
ゆ建なる之其昔いなる社所なりしゆ寺場の南辺ゆ社所三ツなり

国立国会図書館　タイトル『伊勢参宮名所図会 5巻』 請求記号 特1-274
ガラス使用

宇治橋姫の社　蓮光院の雛天世姫見堂と云両神宮方の曾て知らざる社既なり

御政印の事

大宮司家と両神宮家に御政印の朋座あり最後の璽今云金印なり大宮司家の不審は脊衡二年内宮は天平五年外宮は貞観五年の勅状なり大宮司家及び長官家とも此ふく様なせ給ひしと両神宮より奏問の勅状なり御政印を捕て献ぜらるゝの例なり外宮は御政印の御倉なるゆゑ之を紛失の故奏聞事ふるく其紋の外は他の拝なるゆゑ之を用ゆるなく拓出の赤土と天忠穂丹を和し調へるの例とや内宮にもこれらの式あるべきなり

長の題のゆ

毎六月朔日志摩国答村より両宮へ之を献ずるの例あり之サキとゆひ又サエサキとも云今案歟ゆゑ延喜式に御厨鰒と云へり毎正月東武へ献上の料は長三尺余巾一寸余其余教示あり著歩鰒と云へり之なるべし

佛法の事

武内日伊勢の神系は僧尼の拜不可叶宮の忌詞を用ひ僧を繋長尼と女繋長と云ひ佛といむゆゑ他の神社は異なり此るゆゑ此編寺院を神社と並へ記す今

[illegible]

佛閣の衆多なるも神慈みなるゆゑ佛を[illegible]ふゆゑ雖然のごとく其余も祝部人物多く僧侶も寺院のゆゑ[illegible]

もの多くそれ奥殿も天[illegible]元年の不審なるゆゑ我朝の世にて佛のさうんなりしとも佛法の多きゆゑ此と其大系至るの遠ひ給ふゆゑ記是

是後宇多帝は両宮の法楽舎を建立給ふ[illegible]編せしめ給ふゆゑ橘町帝は御道の

裏へを[illegible]きまゝ[illegible]ますの叡慮なりて滝一

二十二社の奉幣を奥一[illegible]大嘗會の系後朝日の間治中の佛ゆゑ[illegible]

[illegible]其[illegible]禁ぜられ築地より出入医師は僧侶[illegible]

[illegible]佛を[illegible]給ふゆゑ脊宮のたゝ法ゆゑ[illegible]

[illegible]後宇多帝は孔世の御[illegible]今は治世の法外をのづゝ著明[illegible]

流伝[illegible]やゆゑ[illegible]

改め給ひを神[illegible]ゆゑ佛閣の衆多なるは[illegible]

給ふゆゑ[illegible]孔世の習俗[illegible]

[illegible]孔世の[illegible]

[illegible]

我朝の梁武帝なりと御り登遠帝は道徳のあり給山帝は一婦一人の乱別ま
忽打法神あり上が間もなく時移ふの勅保元平治の乱より始て王道衰へまと栗
山氏が流を流して保元大記を書しこそ卓論なれ我朝の佛家は厩皇子の建
立ありて聖武帝の再興なれば源源して流まるとも佛家なるふ云佛ゐは王ゐえや
実にまつり空海寂澄を大師幻基を菩薩ゐ弘法傳教は入唐の
労其徳もたゐ〳〵今公威み依〳〵称号の大師と仰るの勅は漸〳〵百年を経て
徳のあらはれとゐふみや幻基は佛師みて寺院建造を架るの工人と菩薩と
〳〵て仰教弘法ゐ〳〵ゐ〳〵ゐは世がつゐは是等ゐの佛道は王道を離きて立が
ゐは間なりえゐ我朝なる今流布せる佛法ゐふりのは釈ゐる他宗の佛法とは別
種是白のりの〳〵今や諸国の寺院ゐ〳〵捨ての釈法を奉ひ崇ひ行の宮院下行の御
廟不寺院ひ幾千と傳ま公庭院の標級みつゐめ〳〵ゐひ隠せい衆人もの古佛の
ゐるさいゐいはど今ゐの荘厳院の神の御ゐゐを又〳〵繋る経巻のゐ〳〵ゐのゐは錦繡とま
ゐへ酒肉み肥を重〳〵〳〵ゐ〳〵ゐを云る僧と仰げは釈ゐる羅漢今世みあ〳〵ば
僧とは凡ゐ〳〵きは〳〵ゐつんさしと実の佛法を幻ゐ〳〵ゐを食既酒の焼罪は皆餓死ゐ
祈佛の混雑〳〵ゐは其大原ゐる蠱毒み出ゐしば凡下の者是を厭ひ涙んとする
も及ゐ〳〵ゐ〳〵

武曰弘法傳教は来寂威を幸とせば加持祈禱を要とし既酒を食は仮ふも云既
西邪なる今ゐて祈佛と混〳〵釈制の佛法を発せりまゐ百年を経栄西

入宋して禅宗ゐ仏法ゐを弘む当時の人是実の佛法と帰依偈仰をゐせり
ゐるみ源空其一変と工夫〳〵芳の弊と仰る繼て栄西の釈奢は其芳とも弱〳〵
て忘もゐ〳〵ゐ変化をゐと云み日蓮彼とゐ〳〵て又一変と奥を九〳〵ゐ真芳ゐ法は
まゐるみ隷書篆書をもゐ〳〵ゐ〳〵〳〵其理ゐゐるれば世人ゐゐ西ゐ面ゐみ平代
顧る者ゐ少ゐ人情面の〳〵〳〵異なれば其背るりのを捨ひ採むと網を張〳〵日
蓮ゐ〳〵ゐ〳〵ゐ〳〵ゐ弘法傳教は業の為み外ゐ入ゐるの学ゐ源空親鸞は居みゐ
後世の人情を歎〳〵ゐ〳〵ゐと法ゐ〳〵ゐ〳〵ゐ〳〵ゐ風潭ゐ華厳と真さんゐ〳〵ゐ〳〵ゐ
智ひ道〳〵ゐれども浮世の人情を歎ざゐゐみ世ひゐ〳〵ゐ彼三僧みひ及ば古人ゐ本朝の
佛法とゐりのひ若王死別の悲を厭ひ涙ん弄曲の勅なれば影竹ゐゐれひゐ量の
ゐ〳〵ゐ〳〵ゐみ益ゐ〳〵

法橋都関月筆

東海道名所圖會 前後十二冊

法橋都関月筆

須磨明石名所圖會 全六冊

この度伊勢参宮名所圖會の六巻ようやく成り門人の宿禰神社佛閣名勝の繪景ようやくとゝのへ美に圖會して六巻とし都合十二巻と東海道の全篇を図より度會と名の副書として番後を望まんと

此書は播州一國の圖會を本として津國雅俗の宿道交の繁盛の所絵詞紀行神佛の名勝名物を集て実録の紀行を以て世を惑はし如之雅客種歴の紀行を以て世を惑はし

伊勢名所圖會

そもそもこの和の国のあわのねとおのつのうあとはをはねはおのつのうあとはをはねはおのつのうあとはをはねは

渕のたうむ名のなまてし者蓋の程出く尚うた
ゆきる名を流れようてきるものはる番
程ふのいく言をいひたいこらひ発ちまわまと
ちのそれ伊せの海よ名書てる名めくをてふうと
ばうつしぬそ秋なこものはまうして再び
流おきて行わしく岩のうちく都をもしも
かくそなわる歳さるふわよ程弥佐れから弱
をもうく ひよつろひして爾うこもひなす
けちえん和を去して書要のおのをはのあ邦
をちしとはゆつねひうのふれのふ弥樽ふ
よいろ既ふ園つこの国會をよひろくもて
ところうしぬる前事のはちるだろへて

五十九

事有うしの淀すてと行ろをきうふ
そろくしくらしされと出ようはらあらね
すちる出なきふとをるのすひを弱
ようしのちこの社るこれ天むをしあふと
はおこのそ事ものねるそかの寿京のいちる重
行こうてあわぬるゆ遠るとは 月こ書れ
おの社みそのひ出んふ御して遠のついて兄
きこ去るきんとする者ふしめ快望の発行
あうんをのこおりをもしほうはかるすち
もすしふものはかしくるな要て行る本の
こうの器ふに月ところうきをいうの世ものし
れをしさねつうまるする海き 武

特1
274

しなかいにん書刷とも
こんちを語をあらはしきるもへ宗
寛政九年
国吉屋
なるもの油驢織

寛政九年丁巳五月

京都書林

大坂書林

菱屋孫兵衛
吉文字屋市左衛門
柏原屋與左衛門
河内屋太助
塩屋平助
勝尾屋六兵衛
塩屋忠兵衛

国立国会図書館　タイトル『伊勢参宮名所図会 5巻』 請求記号 特1-274
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『伊勢参宮名所図会 5巻』 請求記号 特1-274

ガラス使用